

施策名：国際の平和と安定に対する取組

施策目標：我が国の平和、安全及び繁栄を確保するとともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与するため、以下を達成する。

- 1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。
- 2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進するとともに、我が国の経済安全保障の維持・強化に努める。
- 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力やその他の安全保障上の協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。
- 4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。
- 5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。
- 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。
- 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。
- 8 ジェンダー平等の実現に向けた国際的な連携・協力を推進する。
- 9 「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を主導する。また、その他大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。
- 10 国際原子力機関（IAEA）等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。
- 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。

過去3年間の取組の主な評価結果

世界が歴史的転換点を迎え、日本の平和、安全及び繁栄は、国際社会の平和と安定なくしては実現が難しい状況となっており、日本が国際協調を基本として近隣諸国との安定した関係の構築のみならず、国際社会の平和と安定を脅かしている様々な課題の解決に向けて積極的に取り組む必要性が一層高まった。この観点から、以下の多層的な取組を展開した結果、各分野にて掲げる目標に一定程度の進捗があり、総合外交政策の必要性及び有効性が共に確認された。

- 1 補助金事業の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化を通じて、シンクタンクと外務省関係者との意思疎通が密になったことで、外交実務に役立つ政策指向の事業が実施され、外交政策の企画立案能力を高めるのに有益なものとなっている。また、外交青書・政策スピーチを通じて、中長期的・戦略的外交政策の対外発信が強化された。外交青書については、記載に工夫を施すことで、全体的なアクセス増加につながった。
- 2 二国間での会合や、日米豪印を含む多国間での取組を継続、更に推進し、国際社会の平和と安全の確保を実現した。また、海上交通の安全確保、北極を巡る情勢、サイバー外交、経済安全保障、政府安全保障能力強化支援（OSA）についての政策も前進し、二国間及び多国間での協力や望ましい安全保障環境の確保のために、各政策が推進された。
- 3 我が国の国際平和協力の推進・拡充については、関係省庁と協力し、国際の平和と安定の維持にとって重要な政策ツールである国連PKO等に対する人的貢献を増進させることができた。一方で、情勢に合わせた我が国の国際平和協力のあり方を不断に検討していく必要性が確認された。国連による平和維持活動等への取組・議論への積極的な貢献については、国連PKOの強化に大きな効果があった。また、我が国がアフリカの平和と安定の維持にコミットしていく姿勢を国際社会に示すことができた。平和構築・開発の現場で活躍できる人材の育成については、目標として設定していた就職率や国際機関への残留を達成してきている。
- 4 国際的なテロ対策協力の強化については、関係国とのテロ対策協議の実施件数が年々増加し、テロ情勢やテロ対策協力等に関する意見交換等を通じた協力を強化できた。途上国等に対する能力向上支援強化については、テロ・国際組織犯罪対策能力向上のための支援を実施し、様々な課題に対処するための支援を行うことができた。国際組織犯罪対策に関する国際協力については、各種会合における決議案交渉への参画や我が国の取組に関するインプットを通じ、国際的な議論に積極的に参画し、議論に貢献した。
- 5 宇宙空間における法の支配の確立については、国際的なルール作りの議論に積極的に参画し、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に貢献した。また、宇宙新興国に対して国内法整備支援を行い、国際ルールの実効性強化の観点で貢献した。諸外国との重層的な協力関係の構築については、宇宙活動国等との政府間対話や、第三国への能力構築支援等を通じ、国際宇宙協力の推進に貢献した。
- 6 国連予算の策定においては、加盟国間の建設的な議論を推進した結果、予算効率化に資する改革を前進できた。他方、適切かつ合理的な予算抑制と効率性の追求に引き続き取り組む必要がある。また、令和4年の安保理非常任理事国選挙で多数の支持を得て当選し、令和5年1月から安保理非常任理事国に就任して各議題に関する議論に積極的に貢献することができた。安保理改革を含む国連の機能強化に関して、G4を含む同志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行うことができた。国際機関における日本人職員数は増加しており、着実に成果に結びついている。他方、長期的視点で幹部ポスト獲得に向けた取組を推進していく必要がある。
- 7 二国間対話に留まらず国連人権メカニズムとの対話も実施したほか、人権理事会への重要決議案提出や共同提案国入り等を通じて、人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組み、2023年人権理事会理事国選挙にも当選した。国際社会における日本の役割や信頼性の向上、及び我が国にとって望ましい国際環境を創出する一助となった。

過去3年間の取組の主な評価結果（続）

- 8 新型コロナウイルス感染症、紛争、大規模自然災害等により、既存のジェンダー不平等が世界中で一層悪化する中、G7及びG20を中心とした国際社会におけるジェンダー分野の議論に参画することにより、ジェンダー主流化、女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダ及び女性の経済的エンパワーメント等を推進し、ジェンダー平等の達成に向けて貢献した。一方で、日本も含めた国際社会においてジェンダー平等が十分に達成されていないところ、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための取組の加速化が求められている。
- 9 「核兵器のない世界」の実現に向け、現実的かつ実践的な取組を強化した。大量破壊兵器の拡散防止のための取組については、中期目標を概ね達成することができたと評価。他方で、柔軟かつ中長期を見据えた政策形成が引き続き重要であることが確認された。生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化についても中期目標を概ね達成することができたと評価。他方、両条約普遍化推進の取組継続の必要性、BWC強化に向けた議論の更なる深化に貢献する必要性、実施強化に向けた取組を継続する必要性が確認された。通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上については、各条約の普遍化促進に向け、未締約国への働きかけ等の積極的な貢献を果たす等、中期目標を概ね達成することができた。
- 10 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化について、G7各国との協議などに積極的に参加することでより安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進できた。東電福島第一原発事故後の対応について、IAEAとの緊密な連携のもと海洋放出を開始できたことは、原発事故や廃炉等の取組の経験と教訓を国際社会と共有する上でも極めて大きな進捗であった。引き続き、ALPS処理水の取扱いについて、国際社会の一層の理解を醸成していくことが必要。原子力の平和的利用に関する国際協力の実施については、IAEA主導の様々なプロジェクトを支援し、原子力の平和的利用の促進に貢献できた。二国間協定の交渉・協議については、日英原子力協定改正議定書等、適切な交渉・協議・運用を通じ、原子力の平和的利用を推進できた。
- 11 中期目標達成に向け、科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を各国・機関と実施したほか、二国間・多国間協力の構築・深化、国際プロジェクトの推進、科学技術外交ネットワークの拡大等に一定の進捗がみられた。他方で、外交課題解決に向けた科学的知見の重要性は一層増大しており、更なる取組が必要となっている。また、科学技術協力合同委員会未実施の国との合同委員会の実施や科学技術協力関係の強化を今後検討する必要がある。

評価結果を踏まえた次期施策目標

我が国の平和、安全及び繁栄を確保するとともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与するため、以下を達成する。

- 1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、引き続き中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。また、日本外交の基本方針や取組に対する更なる国内外の理解を増進するため、政策スピーチの機会の戦略的活用に努める。
- 2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを拡大する。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進するとともに、我が国の経済安全保障の維持・強化に努める。加えて、政府安全保障能力強化支援（OSA）に関する政策を前進させる。

評価結果を踏まえた次期施策目標（続）

- 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。
- 4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。
- 5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を一層推進する。
- 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関における邦人職員の一層の増強を推進し、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。
- 7 国際社会における人権・民主主義を保護・促進し、更に人道分野での国際貢献を行い、我が国の取組について適切に発信することで、国際社会の人権人道分野における理解を促進する。
- 8 WPSアジェンダを一層推進することで、ジェンダー平等の実現に向けた国際的な連携・協力を促進する。
- 9 「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を強化し、柔軟かつ中長期を見据えた政策形成を引き続き行う。また、その他大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。
- 10 IAEA等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進し、国際社会の一層の理解を醸成していく。
- 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。

予算額・執行額等	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施策の予算額・執行額等 (分担金・拠出金除く)	予算の状況	3,223	3,034	5,262	8,174
	執行額	2,354	2,754	4,958	
同（分担金・拠出金）	予算の状況	95,663	99,215	114,862	77,140
	執行額	95,280	98,588	114,680	

（注）百万円単位。当初予算、補正予算、繰越し等を含む。

外部有識者の所見（概要）

- 一般に、活動実績を示すアウトプット指標の提示は可能であっても、どれだけのアウトカムが得られたかを測るのは難しいが、外交分野では特に難しいと感じた。中長期のスパンで外交施策を評価・検証する作業を続け、得られる知見を組織的に蓄積することが重要と考える。
- 国際関係の構図が複雑化し、先進国・新興国のパワーバランスが変化し、新興技術の重要性が高まる中で、従来の延長線に限らない基軸の取組が求められる。日米韓・日米豪・日米比・日米豪印などのミニラテリズムが顕著な発展を経たこと、インド太平洋において包摂性・連結性を強化する取組を示したこと、宇宙・公共保健・サイバー分野におけるルール形成に日本政府が貢献したことなどは高く評価できる。
- G7広島首脳会合において、ウクライナ戦争に対する国際規範の形成やグローバルな結束を呼びかけ、核軍縮に向けた取組の重要性を示したこと、ゼレンスキー大統領の招致やグローバル・サウス諸国との利害連結を目指した姿勢は高く評価できる。
- 国際の平和と安定に対する取組の核心にある対中政策については、国家安全保障戦略における「最大の戦略的挑戦」、日中首脳会談で確認された「戦略的互惠関係」、施政方針で示された「建設的かつ安定的な関係」をどのように関係づけるか具体的な戦略観を示す必要がある。

外部有識者の所見（概要）（続）

- 個別分野1で、シンクタンクのための補助金事業とその公募方法や審査・評価システム改善について書かれているが、どの分野が役立ち、どう連携してどんな成果が生まれたから、今後の補助金事業の方向性はこうするとした方が政策評価として適当ではないか。
- 個別分野1で、シンクタンクとの連携が図られ、新規資金投下先の開拓を通じて政策論争と政策コミュニティの活性化が図られたことを歓迎したい。他方で、老舗のシンクタンクには、長年培った国際ネットワークやインフラがあり、そうした知的土壌の維持・発展を同時に図るような配慮が必要ではなからうか。
- 個別分野1で、外部研究者やシンクタンクとの連携を強化してきたとのことであるが、長期的なスパンでの政策・施策の評価・検証についてもテーマとして取り入れていくことはできないだろうか。
- 外部有識者及びシンクタンクとの連携強化については、欧米・近隣諸国に加えて、グローバル・サウス諸国との連携強化を図ることが望ましい。また、新興技術と外交・安全保障分野を横断する専門知への関心を高めることが求められる。
- 個別分野2で、シャングリラやミュンヘンでの存在感を強調する記述があるが、シンクタンクや知識人レベルでの存在感は薄く、より厚みをもたせる努力が必要なのではないか。
- 個別分野2で、政府安全保障能力強化支援（OSA）が新設され、安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラ整備等を行う政策枠組みができたことは高く評価できる。今後の政策多角化や支援規模拡大に向けて、OSAの戦略的位置付けを総合的に検討し、実施体制の強化を図ることが重要である。
- 地味だが、個別分野3の「平和構築・開発分野における人材育成」の着実な進展は高く評価してよい。
- 個別分野3で、国際平和協力の推進・拡充については、UNMISSへの4名の司令部要員派遣を継続したのみならず新たに副参謀長及び同職の補佐官の2名の派遣が決定されたことは、国連PKOへの日本からの人的貢献の増進として評価できる。今後の方向性としては、国連PKOミッションへの新規派遣・増員を含む人的貢献の増加の可能性を不断に検討していくとあり、他の国連PKOミッションへの司令部要員派遣等を含めて将来の展開に期待したい。
- 国連PKOミッションへの日本の参加は司令部要員6名にとどまっており、インド(5,455名)、インドネシア(2,740名)、中国(1,802名)、韓国(539名)、タイ(291名)と比べ大きく見劣りする。PKOに対する日本全体の機運は低調であるが、PKOが展開する地域はグローバル・サウス諸国の直面する安全保障上の課題と深く関係しあう。PKOの新規派遣・増員の可能性を不断に検討すべきである。
- 個別分野6の安保理非常任理事国就任について、184票という多数の支持を得て選出され、北朝鮮、ウクライナ、中東・アフリカ等の地域情勢及び法の支配、平和構築、国連平和維持活動、不拡散等に関する議論に積極的に貢献したことは評価できる。次の非常任理事国就任に向けた継続的な取組と共に、G4を含む有志国と引き続き連携し困難な課題である安保理改革に向けた取組の更なる強化に期待。
- 個別分野6で、「国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議」を開催されたとのこと。この点は政府全体の取組へと広げるものとして積極的に評価されるべきである。
- 個別分野8で、紛争や大規模自然災害により多くの国々で既存のジェンダー平等が毀損しているなかで、WPSを主要な外交政策の1つとして位置づけられた点は高く評価される。
- 個別分野9で、AI等新技術の動向を踏まえたLAWSに関する外務省の取組、外交的努力はきわめて重要である。
- 個別分野9で、国際安全保障における核兵器の役割が再び深刻化する中で、「核兵器のない世界」に向けた軍縮・不拡散分野と、米同盟国としての核拡大抑止の安定的確保の双方について取り組みを両立させる努力が重要である。
- 個別分野10の原子力の平和的利用については、東電福島第一原発事故後の対応としてALPS処理水の取扱いについて、IAEAと緊密に連携し、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって丁寧な説明に努め、国際社会の多くの理解の醸成を伴った形で対応が進められていることは評価できる。今後も引き続き原発事故や廃炉等の経験と教訓を国際社会と効果的に共有していくことが望まれる。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野1：中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

中期目標

- 1 中期的・戦略的な外交政策の企画立案能力を強化する。
- 2 中長期的・戦略的な外交政策の対外発信を強化する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

補助金事業の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化

外交・安全保障調査研究事業費補助金

- 令和3年度：パンデミックに関して、初の単年度事業を実施。機動的に補助金を活用することで、具体的な政策オプションがタイムリーに提示された（[詳細](#)）。
- 令和4年度：PDCAサイクル改善のため中間評価の時期を早め、審査・評価委員会によるコメントを翌年度事業の策定に生かすことが可能となった。また海外シンクタンクに在籍経験のある若手日本研究者にヒアリングを実施し、海外の好例を取り入れることで、翌年度事業の公募に向けた審査・評価要綱を改善した。
- 令和5年度：新規事業公募にあたり、公募事業の半数に予めテーマを指定（[詳細](#)）し外務省の調査ニーズ反映に努めた他、採択後も外務省とシンクタンクとの協議の場を随時設け、事業成果の外交実務への即時フィードバックが可能となった。

国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）

- 我が国の調査機関による自主的な領土・主権・歴史に関する調査研究を支援し、ウェビナー・シンポジウム・出版等を通じて、我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点を国内外に効果的に発信できた。

中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化

外交青書

- 令和3年及び4年版では新型コロナ、令和5年版ではロシアによるウクライナ侵略に関する大きな特集記事を組み、国際社会の重大な関心事項に対し日本がどのような取組を行っているかなど分かりやすく説明した。
- よりタイムリーな情報発信の観点から、公表時期が例年4月頃になることを踏まえ、編集に間に合わない最新の情報について、脚注での補足や外務省ホームページに紐付くQRコードを付け読者の需要に応える工夫をした。

今後の方向性

- シンクタンク的能力向上を引き続き支援しつつ、外交・安全保障分野に加え、宇宙・サイバー・電磁波領域からなる新領域、情報戦、先端技術関連の経済安保分野等、外交実務のニーズに応える政策指向の調査・研究・報告等が実施されるよう留意して本補助金制度を継続していく。
- 我が国シンクタンクによる戦略的対外発信の強化や、いわゆる「グローバル・サウス」を含む、より幅広い国・地域のシンクタンクと我が国シンクタンクの連携強化が促進されるよう今後の課題として取り組んでいく。
- 我が国の調査機関による自主的な調査研究を引き続き支援し、我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点を国内外に戦略的に発信・共有することにより国内外の理解を促進するため、本補助金制度を活用していく。

- 国際情勢の変化を踏まえ、国内外の読者に対し、過去1年の国際情勢認識と日本外交の取組、また中長期的展望を分かりやすく伝える。特に国際社会の重大な関心事項については、巻頭特集などで分かりやすく紹介し、興味を持って読んでもらえるような紙面作りをする。
- 国内においては省内関係課室と連携の上、省員による大学や高校等での講演や、採用説明会等の場でチラシの配布等を含め広報するなど、引き続き訴求効果の高い広報を検討していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 発信強化の取組として、令和5年度は新たに外交青書のポスターを全国の大学図書館等に製本版青書とあわせて送付し、また、仏西語版について新たに本文のアプリカや中南米部分を翻訳し、より対象国の読者を意識した構成としたほか、仏西語版を冊子化し、各国政府関係者や有識者等へ配布するなどの取組を行った。
- 全体としてホームページのアクセスが過去3年で約1.1倍となったほか（令和2年266万件→令和3年300万件→令和4年412万件→令和5年303万件）、各国政府関係者や有識者などからも高い評価を得ている（在外公館報告による）。また、外国メディアの社説（令和5年11月10日付ニカラグア紙「ラ・プレンサ」）などで取り上げられた。

政策スピーチ

外交青書

- 総理大臣、外務大臣が行う政策スピーチにおいて、日本外交が重視する「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」や「人間の尊厳」の重視、「グローバル・サウス」との連携強化といったメッセージを分かりやすく打ち出し、分断・対立ではなく協調に導く日本外交の姿勢を強調した。また、スピーチの中で新規の政策や案件を打ち出す等、スピーチの機会を戦略的に活用することで、よりプレスにカバーされる効果的な発信を目指した。例えば、令和4年11月の三極委員会アジア太平洋委員会東京地域会合における外務大臣スピーチにおいて、令和5年1月に日本が国連安保理議長国を務めることを踏まえ、同月にニューヨークで法の支配に関する公開討論を開催することを発表したところ、新聞、テレビ、インターネットで大きく取り上げられた。
- 令和5年2月の第4回東京グローバル・ダイアログ総理挨拶（[詳細](#)）はG7首脳オンライン会議へのゼレンスキー・ウクライナ大統領の招待及びウクライナへの追加支援、令和6年2月の第5回東京グローバル・ダイアログ大臣基調講演（[詳細](#)）は「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の立ち上げ、国連安保理の議長月にあたっての「軍縮・不拡散の閣僚級会合」開催等、新規の政策や案件を打ち出し、各種メディアによる効果的発信に繋げることができた。更にスピーチ原稿を外務省ホームページにHTML形式で掲載し、閲覧者が検索しやすくする、スピーチ専用のページ（[詳細](#)）を作成するなど、閲覧者の利便性を向上させることで、後々も広く参照されるようにした。
- 外交演説を始め各種スピーチ原稿は迅速に英語仮訳版を作成し、日本語本文とほぼ同時に公表した。また事前にエンバゴ配布することで、より報道されやすくした。

今後の方向性（続）

- 国外発信についても、引き続き英語版に加え、仏西語版を作成し、特に在外公館ホームページ上での発信を強化していく。
- ホームページアクセス数は、過去6年では全体として増加傾向にはあるが、減少した年もあるので、アクセス数増加への一層の工夫が必要。
- 外務省内の関係課と連携しつつ、スピーチの機会を戦略的に活用した政策発信を引き続き心がけるとともに、外務報道官・広報文化組織と緊密に連携し、メディアへの事前情報共有等を通じて、効果的な情報発信を行う。
- 加えて、世界が歴史の転換点を迎える中、外交政策に対する国民の理解が不可欠であることから、SNSの活用（例えばX（旧Twitter）で講演実施を広報をする等）も通じ、発信を強化する。
- HTMLリンクの作成や和英文での掲載等で、ホームページアクセスの利便性向上を通じ、より広く国内外の読者に閲覧してもらえよう努める。

評価結果

【外交・安全保障調査研究事業費補助金】

- 制度改善を通じて国内シンクタンクの育成や研究者の裾野の拡大が着実に進むとともに、シンクタンクと外務省関係者との意思疎通が密になったことで、より外交実務に役立つ政策指向の事業が実施されている。その調査研究結果は、中期的・戦略的な外交政策の企画立案能力を高めるのに有益なものとなっている。

【国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）】

- 我が国の調査機関による自主的な領土・主権・歴史に関する調査研究を支援し、ウェビナー・シンポジウム・出版等を通じて、我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点を国内外に効果的に発信できた。

【外交青書】

- 第1章で外務省としての国際情勢認識と日本外交の展望をしっかりと記載したほか、各年の重要トピックについて特集等で取り上げ、日本の取組を分かりやすく発信するなど、国内外の読者（英語圏のほか、仏西語圏読者含む。）により広く外交青書を読んでもらえるような工夫をした結果、一定程度対外発信の強化が図られ、アクセス数は全体として増加傾向にはあるが、減少した年もある。

【政策スピーチ】

- スピーチの機会を活用して中長期的な日本の外交政策を発信し、新聞、テレビやインターネットを始めとする各種メディアの戦略的活用によって、着実に発信が強化され、国民の外交政策に対する理解が深まっている。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

【外交・安全保障調査研究事業費補助金】

- 国内シンクタンクの更なる能力向上や、若手・女性・地方在住研究者の参画推進に向けた制度改善を進めた上で公募を実施する。

【国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）】

- 我が国の調査機関による自主的な調査研究を引き続き支援し、我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点を国内外に戦略的に発信・共有することにより国内外の理解を促進するため、本補助金制度を活用していく。

【外交青書】

- 国内外の読者に、当該1年の国際情勢認識・中長期的な日本外交の展望を分かりやすく発信する。また、ホームページのアクセス数の増加を図るなど、より多くの国内外の読者に青書を読んでもらえる工夫を継続していく。

【政策スピーチ】

- 世界が歴史の転換点を迎える中、日本外交の基本方針や取組に対する国内外の理解を増進するべく、スピーチの機会の戦略的活用に努めるとともに、各種メディアを積極的に活用し、中長期的な外交方針について、より効果的なメッセージングを行う。

参考 1 : 我が国シンクタンクによる戦略的対外発信・政策提言の実施（注 1）				
	実績値			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	855件	1,523件	1,434件	2,917件

参考 2 : 外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数（注 2）				
（出典：外務省）	実績値			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	約266万件	約300万件	約412万件	約303万件

（注 1）補助事業におけるシンポジウム・セミナー・ワークショップの主催、インタビューや報道発表の回数、政策提言を含む報告書や学術誌等の発行等の回数

（注 2）暦年でカウント

施策名：国際の平和と安定に対する取組**個別分野2：日本の安全保障に係る基本的な外交政策****中期目標**

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。
- 2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。
- 3 二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。
- 4 二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。
- 5 我が国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・新興技術分野に急速に拡大している。我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上で我が国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同盟国・同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。
- 6 我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与する観点から有意義な政府安全保障能力強化支援（OSA）の案件を形成・実施する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

二国間や多国間の対話・会合を通じた地域安全保障の促進及び日米豪印の取組推進

- 二国間の安全保障対話として、2+2会合や外務・防衛当局間協議等を多数開催し、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層深化した。
- ミュンヘン安全保障会議等、トラック1.5及びトラック2の国際会議も含め多数参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進や、地域における協力促進、信頼醸成に取り組んだ。
- 日米豪印については、継続的な会合の開催を続け、年々様々な分野へと取組を広げて、実践的な協力を推進した。（[詳細](#)）
- 上記の取組を通じて、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産の安全の実現に貢献した。

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全確保

- ジブチ地域訓練センター（DRTC）を活用した周辺国への海上保安能力向上支援、違法海賊等の事案数は低水準に抑制され、0～1件で推移。
- 海上活動コンタクト・グループ会合（CGIMA）への参加による関係国との協調。（海賊対処レポート（内閣官房）（[詳細](#)））
- アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）への事務局長派遣（3年度末まで）、能力構築支援事業への財政貢献。深刻な事案の発生は2021年以降発生していない（[詳細](#)）。
- ARF関連会合における海洋における法の支配の重要性の発信、知見の共有。

北極をめぐる国際秩序形成への参画

- 北極評議会、北極サークル、北極シンポジウム、北極フロンティアを始めとする関連国際会議やマージンで行われた個別協議や二国間会談において、我が国の北極政策を発信し、我が国の知見に対する国際社会の関心が示された。法の支配の重要性を働きかけ、各国から情報収集を行い、我が国の政策立案や判断に役立てた。（[詳細](#)）

今後の方向性

これまでの成果をもとに、引き続き下記の取組を推進する。

- 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック1.5及びトラック2の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

- 国際社会の取組により事案発生は抑制されているものの、2023年末以降のソマリア沖・アデン湾周辺海域の情勢悪化を踏まえ、海賊対処行動の安全かつ円滑な実施のため、国際会議への参加を含め、国内外との連携及び情報収集を継続する。
- 深刻な事案は抑制されているものの、軽微な事案が発生しているため、ReCAAPの活動の効率化や合理化を図りつつ、支援を継続し、アジア地域での海賊等事案の抑制につなげる。
- ARF関連会合等の国際会議で法の支配の重要性を積極的に発信し、国際社会の取組に貢献する。

- 我が国の強みである科学技術に対する国際社会の関心が示されているため、北極域研究船の国際研究プラットフォームとしての活用を含めた国際協力を更に推進。
- 引き続き北極関連の国際会議において、我が国の北極政策を発信しつつ、北極情勢や関係国の北極政策の情報収集に取り組む。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

- サイバー攻撃抑止のため、同盟国・同志国と連携し、サイバー攻撃の主体に対する非難や懸念を公に表明することにより、攻撃者の将来の活動コストを高める取組を行った。
- 2021年から2025年の会期で国連に設置されたオープン・エンド作業部会をはじめとする議論への積極的な参加等を通じて、国際法がサイバー行動にどのように適用されるのかに関する国際的な共通認識深化に貢献しているとともに、令和3年に、最も重要かつ基本的な事項に関する現時点の立場を表明した。[（詳細）](#)
- 令和3年より、世界銀行「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築支援センター（AJCCBC）へのJICAによる技術協力プロジェクトの実施、JICA課題別研修等を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援を実施した。
- のべ10か国・機関以上との間で行っているサイバー協議、G7や日米豪印、CRI等における議論に積極的に貢献し、政策調整、情報収集・共有、信頼醸成を促進した。

我が国の経済安全保障の確保

- 我が国は、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）を始めとする二国間の取組に加え、G7、日米豪印、日米韓などを活用し、同盟国・同志国等との間での共通認識の醸成や政策面での協調を行うなど、協力の拡大・深化を図った。
- G7広島サミットでは、初めてサミットの議題として経済安全保障を取り上げるとともに、経済安全保障に関する包括的かつ具体的なメッセージを初めて独立の首脳声明として発出した。
- 同声明では、G7として、（1）サプライチェーンや基幹インフラの強靱化、（2）非市場的政策及び慣行や経済的威圧への対応の強化（「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」の立上げを含む）、（3）重要・新興技術の適切な管理を含め、結束して対応していくことを確認した。[（詳細）](#)

政府安全保障能力強化支援(OSA)による安全保障協力の推進（令和5年度追加）

- 同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備等を行う、新たな無償による資金協力の枠組み（OSA）を導入。
- 本支援枠組みの実施方針を含む基本文書を策定した。[（詳細）](#)
- 令和5年度には、外務省予算で20億円が計上され、4か国（フィリピン、バングラデシュ、マレーシア、フィジー）を対象として、警戒監視等の海洋安全保障分野の能力向上に資する機材の供与を決定し書簡の署名・交換を行った。[（詳細）](#)
- 同志国の安全保障能力・抑止力の強化を含む、法の支配に基づく、平和で安定かつ予見可能性が高い国際環境の創出に資する案件を実現した。

今後の方向性（続）

- 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、「攻撃者に対するコストの賦課」、「法の支配の推進」、「能力構築支援の実施」、そして、これらを効果的に進めるための「各種サイバー協議等の活用」に整理される様々な外交的取組を進めていく。
- サイバー脅威への対抗に資する情報収集・コミュニケーションを強化するため、引き続き、のべ10か国・機関以上との間で行っているサイバー協議、G7や日米豪印、CRI等における議論に積極的に貢献し、政策、信頼醸成を促進する。

- 技術革新や国際情勢の変化により安全保障の裾野が経済分野へと急速に拡大する中、同盟国・同志国等との緊密な連携を通じて、経済成長と安全保障の双方を確保していく。
- 今後の情勢の変化を見据えた更なる課題について不断に検討を進めつつ、同盟国・同志国等との連携強化や新たな課題に対応する国際規範の形成などに積極的に取り組んでいく。

- 初年度に引き続き、当該国の状況やニーズ、我が国にとっての安全保障上の意義等を総合的に判断して、本支援の目的を達成するために真に有意義な候補案件を選定する。
- 供与が決定した案件に関して、着実な供与の実施を行うとともに、適切にモニタリングを行う。

評価結果

【二国間・多国間対話・会合】

- 二国間での会合や、日米豪印を含む多国間での取組を継続、更に推進し、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産の安全を実現した。今後も、より望ましい安全保障環境を創出するために、引き続き取組を推進していく必要がある。

【海上交通の安全確保】

- ソマリア沖・アデン湾での海賊・海上武装強盗事案は、国際社会の取組により抑制されており、0～1件で推移。一方、2023年末以降、ソマリア沖の海賊活動が増加傾向にあり、引き続き取組が必要。アジア海域では、ReCAAPを中心とした取組の成果により、誘拐や暴行などを含む深刻な事案は2021年以降発生していない。一方、2021年は56件、2022年は58件、2023年は67件と、依然として軽微な事案が発生しており、引き続き取組が必要。（外交青書 p.201）（[詳細](#)）

【北極】

- 北極をめぐる情勢に関する情報収集し、我が国の政策発信及び知見の共有を行った、北極関係国や先住民団体から感謝が示され、北極コミュニティにおける我が国の信頼醸成に貢献した。また、建造中の我が国の北極域研究船を始め、科学協力分野における協力について国際社会の関心が示され、2026年の研究船の利用開始に向けて、国際社会との協力を拡大する必要があることが明らかになった。

【サイバー外交】

- 自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進し、国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障の確保に貢献した。

【経済安全保障】

- 日米をはじめとする二国間の取組に加え、G7、日米豪印、日米韓なども活用し、グローバル・サウスの国々も含め、同盟国・同志国との緊密な協力を進めることで、我が国の経済安全保障の維持・強化に努めた。

【OSA】

- OSAの設立初年度となる令和5年度には基本文書の策定・公表を行い、事前調査等の結果を踏まえて4か国へのOSAによる支援を決定し、書簡の署名・交換を完了したこと等により、案件の形成や実施、モニタリングを行う上で重要となる制度の基礎を固めることができた。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

【二国間・多国間対話・会合】

- インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

【海上交通の安全確保】

- ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

【北極】

- 二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国の知見を生かした国際協力を推進し、また、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への貢献を拡大する。

【サイバー外交】

- 二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて国際連携を強化し、サイバー空間におけるルール／規範の形成・深化の推進、サイバー攻撃抑止のための取組、能力構築支援等に整理される様々な外交的取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

【経済安全保障】

- 近年、安全保障の裾野が経済、重要・新興技術分野に急速に拡大しており、我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同盟国・同志国とも戦略的に連携していく必要があることから、同盟国や同志国等との緊密な連携の下、経済安全保障分野においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。

【OSA】

- 我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与する観点から有意義な政府安全保障能力強化支援（OSA）の案件を形成・実施する。
- 初年度に締結された案件の実施及びモニタリングを着実に行うとともに、2年目以降の案件の形成・実施を着実に進める。

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野3：国際平和協力やその他の安全保障上の協力の拡充、体制の整備

中期目標

- 1 国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。
- 2 国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築・開発の現場で活躍できる人材を育成する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

- 「国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）」への司令部要員派遣については、令和5年5月に派遣実施計画を延長し（令和3年5月、令和4年5月にもそれぞれ延長）、4名の司令部要員派遣を継続。また、令和5年、空席公募の案内を受け、関係省庁との協議の結果、新たに副参謀長及び同職の補佐官の2名の派遣を決定（派遣は令和6年度の予定）。これらの要員派遣を通じて、和平プロセスの履行支援を始めとする南スーダンの安定と国造りに貢献。
- 「多国籍部隊・監視団（MFO）」への司令部要員派遣については、MFO側からの増員要請を受け、令和5年7月から、新たに2名の要員を追加して合計4名を派遣。これらの要員派遣を通じて、エジプト・イスラエル間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成促進の支援に参加し、中東地域の平和と安定に貢献。
- 国際平和協力法に基づき、ウクライナ被災民支援として、物資協力（令和4年4月閣議決定。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対し、毛布5,000枚、ビニールシート4,500枚、スリーピングマット8,500枚を無償提供）及び人道救援物資の空輸支援（UNHCRからの要請を受け、UNHCRの人道救援物資計103トン（毛布17,280枚、ビニールシート12,000枚、ソーラーランプ5,184個及びキッチンセット3,380個）をアラブ首長国連邦からポーランド、ルーマニアまで、自衛隊機により計8便空輸）を実施。また、パレスチナ被災民支援（令和6年1月閣議決定。国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に対し、毛布5,000枚、給水容器10,000個、ビニールシート4,500枚、スリーピングマット8,500枚を無償提供）のための物資協力を実施。

今後の方向性

- 国連PKOミッションへの我が国の要員派遣は、国際の平和と安定の維持に対する取組として大きくアピールできることから、新規派遣・増員を含む人的貢献の増加の可能性を不断に検討していく。
- なお、国連PKOが政策の転換点に差し掛かっており、今後のミッションの動向等を注視しつつ、我が国の国際平和協力の在り方を検討していく。
- 紛争により発生した被災民の救援を行う人道的な国際救援活動に対する人的、物的協力は、我が国の貢献が目に見える形となることから、より効率的・効果的な実施について引き続き検討していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献

- PKO特別委員会の報告書交渉会合において、我が国が重視するPKO要員の能力構築支援、PKOが直面する偽・誤情報等の脅威への対策、平和構築との連携等の重要事項が反映されるよう本省と在外公館が連携して交渉に対応し、多くの国からの賛同を得て、しかるべき文言の記載を確保。
- 国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP）の下での施設及び医療訓練への自衛官の教官派遣について、国連との調整を始めとした側面支援を実施し、PKOミッションに派遣される要員の能力向上に貢献。
- アフリカ連合（AU）がアフリカの平和と安定の維持に果たす重要な役割に鑑み、TPPを拡充・強化し、AU主導平和支援活動（AUPSO）に派遣される要員を対象とした訓練をTPP枠組みで実施すべく、新たに850万ドルを拠出（訓練は令和6年度に実施予定）。
- PKO閣僚級会合（令和5年12月、於：ガーナ）の共催国として、要員の安心・安全をテーマとする準備会合をパキスタンと共催し、PKOが直面する喫緊の課題に係る国際的な議論を主導した他、国連からの依頼に基づき国連平和維持情報（PKI）分野における訓練カリキュラムの開発への協力を行う等、様々な分野での知的貢献を実施。

平和構築・開発分野における人材育成

- 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業として、初級レベルのプライマリー・コースと中級レベルのミッドキャリア・コースを実施（[詳細](#)）。プライマリー・コースに関する実績（（1）研修修了生の国際機関就職者数（直近の年度に終了した数）、（2）研修修了生の国際機関への就職率、（3）平和構築・開発に関連する分野への就職率）は次のとおり。
 - 令和3年度（1）13名中11名（2）50%（192名中97名）（3）79%（192名中152名）
 - 令和4年度（1）10名中8名（2）50%（203名中103名）（3）71%（203名中144名）
 - 令和5年度（1）12名中8名（2）52%（215名中113名）（3）76%（215名中164名）
- 令和5年度、国連シニア・ミッション・リーダーズコース（SML）（[詳細](#)）を国連と協力して東京で実施し、国連ミッション（PKO及び特別政治ミッション（SPM））の将来の幹部職員の育成に貢献。

今後の方向性（続）

- 国連PKOが政策の転換点に差し掛かる中で、PKOの効率性・実効性の向上に向け、直面する課題への対処等についての議論に引き続き積極的に関与していく。
- TPPを通じた能力構築支援は、国連PKOに対する我が国の大きな貢献の一つであり、教官派遣を継続するとともに、新たな訓練分野での協力の可能性や訓練対象国の拡大等を始めとするTPPの強化・拡充を不断に検討していく。
- PKO閣僚級会合のような国際的なフォーラムにおいてPKOの課題に関する議論を主導するとともに、知的・技術的貢献を行う可能性の拡大についても検討していく。

- 平和構築分野の国際機関で活躍できる邦人職員の育成は我が国にとって引き続き重要であることから、プライマリー・コースでは国際機関の経験のない若手の日本人参加者に対し、充実したコース内容とキャリア支援を提供してきたことにより継続的に国際機関に邦人職員を輩出することができているため、採用に関する最新の国連のトレンドも踏まえつつ、これまでの取組を継続していく。
- これまでの事業修了生の平和構築・開発に関連する国際機関への就職率50%及び平和構築・開発に関連する分野への就職率70%をプライマリー・コースの具体的な数値目標と定める。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- サブサハラ・アフリカへの邦人専門家派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための派遣（令和3年度）、食糧配給等を通じた生活安定化のための派遣（令和4年度）、気候変動や干ばつが引き起こす水・食糧危機に対応するための派遣（令和5年度）のための予算の確保と派遣に向けた国際機関との調整を実施。

今後の方向性（続）

- プライマリー・コースだけでなく、同コース修了生のフォローアップやミッドキャリア・コースの引き続きの実施、邦人専門家の派遣等の取組を継続し、更なるキャリア構築が図れる環境整備を行っていく。

評価結果

【国際平和協手法】

- 我が国の国際平和協力の推進・拡充については、関係省庁と協力し、UNMISS及びMFOともに派遣要員の増加を図ることができ、国際情勢が一層厳しさと複雑さを増す中において、国際の平和と安定の維持にとって重要な政策ツールである国連PKO等に対する人的貢献を増進させることができた。特に、我が国が国際の平和と安定の維持に責務を有する国連安全保障理事会の非常任理事国を務める中で、このような具体的な取組を実施できたことは、国際社会に対して我が国の貢献をアピールする上で役に立つものとなった。一方で、「国連マリ多面的統合安定化ミッション（MINUSMA）」が2023年12月末をもって終了したほか、「国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）」の撤収に言及したマンデートが採択される（12月）など、PKOミッションの現場で大きな変化が起きつつあり、情勢に合わせた我が国の国際平和協力のあり方を不断に検討していく必要がある。また、国際平和協手法に基づく人道的な国際救援活動への人的、物的協力に対しては、関係者から感謝と高い評価が得られており、大きな効果があった。

【平和維持活動】

- 国連による平和維持活動等への取組・議論への積極的な貢献については、TPPの下で施設・医療訓練を受けた要員が、実際にPKOミッションに派遣されており、国際の平和と安定の維持にとって重要な政策ツールである国連PKOの強化に大きな効果があった。また、AUPSOに派遣される要員のためのTPPの下での訓練実施のための新たな拠出の発表により、我が国がアフリカの平和と安定の維持にコミットしていく姿勢を国際社会に示すことができた。更には、PKIのような要員の安全にとって重要な分野に対して、財政的・知的・技術的協力を実施することで、PKOの効率性・実効性の向上に我が国が取り組んでいく姿勢を示すことに効果があった。

【人材育成】

- 平和構築・開発の現場で活躍できる人材の育成については、プライマリー・コースでは、5週間の充実した国内研修と1年間の国連ボランティアとしての海外派遣により、国際機関でキャリアを継続するための知識と経験を養い、目標として設定していた就職率や国際機関への残留を達成してきている。特に、継続的に行ってきた、本研修修了生の豊富な人的ネットワークの活用やオンライン・サロンの実施、国際機関にて長年人事に携わってきた講師によるキャリア構築支援は、国際機関の経験がない参加者の残留率を高めることに大きな効果があった。また、ミッドキャリア・コースやシニア・ミッション・リーダーズコースでは、平和構築分野における幹部職員としての経歴を有する講師を招へいし、平和構築の現場で活躍してきた人材の更なるステップアップに貢献した。更には、サブサハラ地域への邦人専門家の派遣を通じ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や食糧配給等による生活安定化に取り組むことで、脆弱な地域の様々な分野において安定化に貢献するとともに、派遣された邦人専門家の国際機関でのキャリアアップ、引いては邦人国際機関職員の増加にも大きな効果があった。

次回評価時（令和 9 年度）に向けての中期目標

- 1 国際社会の平和と安定に向け、関係省庁と連携しつつ、国連 PKO 等への人員派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国連による平和維持活動を始めとする国際の平和と安定の維持に向けた取組や議論に積極的に貢献する。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、人材育成や国内基盤の整備・強化を実施する。

参考１：世論調査における国連平和維持活動（PKO）等への参加に肯定的な回答の割合（注）			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	84.2%	87.9%	87.7%

（注）内閣府実施の「外交に関する世論調査」の結果を参照。

参考２：セミナー等の開催回数、国際平和協力調査員を含む職員のPKO及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数			
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	17	15	20

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野4：国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

中期目標

- 1 テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。
- 2 国際組織犯罪に対処するため、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRES）の成果も踏まえつつ、国際社会との連携・協力を強化する。
- 3 テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際的なテロ対策協力の強化

- テロ情勢やテロ対策協力等に関し、関係国とテロ対策協議を実施した（過去3年度：8件）。
- 国連のテロ対策の枠組みや有志国会合に出席し、国際的な連携や取組の強化に貢献した。
- 2023年3月及び10月、G7議長国としてローマ・リヨン・グループを本邦で主催、テロ・組織犯罪分野の新たな課題等に対峙していく上でG7の更なる連携を確認した。
- 2023年10月、GIFCTと連携し、オンライン・テロに関するワークショップを本邦で開催した。
- 2024年2月、南アジア及び東南アジア地域よりテロ事案の捜査・訴追に従事する検察官及び警察官を招聘し、法の支配に関するワークショップを国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）及び国際司法・法の支配研究所（IIJ）と共催した。
- コロナ後、令和4年度からイスラム学校教師招へい事業を再開・実施した（過去3年度：2件）。
- 2023年10月のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を受けて、G7と連携して、ハマス関係者に対する資産凍結等の措置を実施した。
- FATF等の会合に出席し、マネーローダリング・テロ資金対策における国際的な連携や取組の強化に貢献した。

今後の方向性

- テロを巡る最新状況やテロ対策のフォローアップも含め、関係国との意見交換はテロ対策に関する政策立案の基本となるため、テロ対策協議を今後も継続していく。
- 国連のテロ対策の枠組みを通じて、テロ対策分野での連携が強化され、また、右はG7会合の成果文書に反映されていることから、引き続きG7との連携等を通じて、テロ分野における脅威（オンライン上のテロコンテンツの拡散や、AIの悪用への対応等新たな脅威を含む）に対応する。
- 各ワークショップは関係国際機関との連携を強化するのみならず、我が国の政策の具現化（法の支配の推進）に寄与することから、適切なテーマで今後も継続して実施する。
- イスラム学校教師招へい事業は、G7伊勢志摩サミット行動計画の具現化であり、参加者から異文化・異宗教間における理解増進に寄与しているとの評価があることから、より良いプログラムを立案しつつ、継続して実施する。
- 国際的なテロ資金供与対策の重要性に鑑み、関係省庁やG7との連携を通じて、引き続きテロリスト資産凍結等の措置を講じていく。
- FATFの要請に対応し、テロ資金対策及び拡散金融対策を適切に実施していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

国際組織犯罪対策における国際協力の進展

- 京都 kongress の成果のフォローアップとして、国連犯罪防止刑事司法委員会への決議案提出、ユースフォーラム開催等を毎年度実施した。
- サイバー犯罪条約（ブダペスト条約）関連会合、国連腐敗防止条約締約国会合、G20腐敗対策関連会合、麻薬委員会等に出席し、サイバー犯罪対策、腐敗対策、薬物対策等の推進・議論に貢献した。
- 国際移住機関（IOM）への拠出を通じて人身取引被害者の帰国・社会復帰支援活動を実施。2021年から2023年の3年間で19人の帰国・社会復帰支援が実現した。
- 国連サイバー犯罪条約交渉に積極的に参加。副議長として尽力した。

途上国等に対する能力向上支援の強化

- 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国際刑事警察機構（ICPO）を通じ、東南アジア・大洋州・南アジア諸国・ウクライナ等を対象としたテロ・暴力的過激主義及び国際組織犯罪対策に係る能力構築支援（研修や機材供与等）のため、総額約4,830万米ドルを拠出、対象国法執行機関等のテロ・国際組織犯罪対策能力向上に繋がった。

今後の方向性（続）

- 我が国が主催した京都 kongress のフォローアップを着実に実施し、法の支配と推進を具現化するため、引き続き当該委員会との協力を進める。
- 薬物、腐敗等の国際会議に積極的に参画し、これらの分野における国際的な取組の推進に寄与する。
- IOMへの拠出は、人身取引議定書の履行及び我が国の「人身取引対策行動計画2022」達成のための施策であり、引き続き実施していく。
- 国連サイバー犯罪条約については、交渉が継続しているところ、その成立に向け、同条約交渉に副議長として引き続き尽力する。

- テロや国際組織犯罪の手口が巧妙化する中、外交政策の一つである「法の支配」推進のため、アジア・太平洋地域を中心に、テロ対策・国際組織犯罪対策分野において、現場のニーズに基づき、専門的な知見を有する国際機関を通じ、法執行能力強化支援を引き続き実施する。

評価結果

国際的なテロ対策協力の強化については、特に関係国とのテロ対策協議を重視しており、参考指標に記載したとおり年々実施件数を増加し、結果として過去3年において8件実施した。これにより、テロ情勢やテロ対策協力等に関する意見交換や情報共有を通じた関係国との協力を強化できた。また、G7議長国としてローマ・リヨン・グループを本邦で主催し、関連機関を招聘し、テロ対策・国際組織犯罪対策分野の新たな脅威や課題について広く意見交換を行い、更なる連携を確認した。また、G7伊勢志摩サミット行動計画の具現化として、イスラム学校教師招聘を実施、宗教間対話等を通じた相互理解を進展させた。IIGとのワークショップでは、UNAFEI（法務省）とIIGが講師を務め、東南アジア諸国の刑事司法関係者を対象に、テロ事案の捜査・訴追における電子証拠の活用等を含む能力構築に向けたセミナーを実施し、法の支配の普及に尽力した。途上国等に対する能力向上支援強化については、当初予算及び補正予算を活用し、対象国の法執行機関へのテロ・国際組織犯罪対策能力向上のための支援を実施し、様々な課題に対処するための支援を行うことができた。国際組織犯罪対策に関する国際協力については、各種会合における決議案交渉への参画や我が国の取組に関するインプットを通じ、国際的な議論に積極的に参画した。また、サイバー犯罪に対する国際的な連携を強化するため、国連サイバー犯罪条約の交渉において我が国から副議長を輩出し、コンセンサスによる成立に向けた積極的な議論に貢献した。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

テロ及び暴力的過激主義の脅威並びに国際組織犯罪に対処し、G 7 伊勢志摩サミット行動計画の具現化や、外交方針の柱の一つである法の支配の推進の具現化の観点も踏まえ、国際社会との連携・協力を強化するとともに、アジアを含む途上国の能力を強化する。

参考：国際テロ・組織犯罪対策に関する協議、招へい事業、ワークショップ等の開催実績			
	実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 有志国とのテロ対策協議の実施 (単位：実施相手国数)	(1) 1か国 (オンライン)	(1) 2か国 (対面)	(1) 5か国 (対面)
(2) UNODCとの戦略対話の実施 (単位：実施回数)	(2) 1回	(2) 1回	(2) 1回
(3) 国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップの開催 (単位：招へい者数)	(3) 0名 (注1)	(3) 0名 (注1)	(3) 12名
(4) 「イスラム学校教師招へい」事業 (単位：招へい人数)	(4) 0名 (注1)	(4) 20名	(4) 6名
(5) その他セミナー／ワークショップの開催 (単位：実施回数)	(5) 0回 (注1)	(5) 0回 (注1)	(5) 1回 (注2)

(注1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催ないし実施見送り。

(注2) GIFCTオンライン・テロに関するワークショップ

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野5：宇宙に関する取組の強化

中期目標

- 1 宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙活動に関する国際的なルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。
- 2 日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

宇宙空間における法の支配の確立

- 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）において、宇宙活動の長期持続可能性（LTS）や宇宙資源をめぐる国際的なルールに関する議論に積極的に参加し、我が国の法制度や取組を発信することで、国際社会における規範強化の議論に貢献した。
- 宇宙空間における責任ある行動に関するオープン・エンド作業部会に参加し、宇宙空間における脅威、責任ある・無責任な行動について活発な議論を行い、各国の共通認識の醸成に貢献した。
- 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア・太平洋地域の宇宙新興国に対する国内宇宙関連法令に関する支援を実施した。直近の令和5年度は、ブータン、カンボジア、インドネシア、マレーシア、モンゴル、フィリピン及びタイの7か国を対象とした宇宙活動の監督及び許認可に関する能力構築支援セミナー（於：東京）の開催を通じて、各国の国内法整備が促進されるなど宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間の法の支配の貢献した。

諸外国との重層的な協力関係の構築

- 日印宇宙対話（令和3年11月）、日仏包括的宇宙対話会合（令和5年1月）、日EU宇宙政策対話会合（同月）、宇宙に関する包括的日米対話（同年3月）、日米韓宇宙安全保障対話（同年11月）を実施し、諸外国と宇宙政策に関する情報交換等を行い、協力関係の強化を図った。
- 日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上を図るため、令和5年、日米宇宙協力枠組協定を締結した。同協定において宇宙協力に関する基本事項を規定することにより、日米の実施機関が同協定に基づき個別の協力活動を実施することができる仕組みを確立した。

今後の方向性

- 宇宙空間における法の支配の確立に向けた貢献を引き続き維持すべく、引き続きCOPUOSをはじめとする宇宙活動に関する国際的なルール作りの推進に貢献する。
- また、宇宙新興国に対する国内宇宙関連法令に関する支援については、特に各国のニーズを踏まえて支援テーマ等を調整しつつ継続し、宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化する。
- 各国政府との国際宇宙協力の観点での効果を維持すべく、同盟国や同志国との間に対話・協議を継続して行い、重層的な協力関係の構築に結びつけ、国際宇宙協力を推進する。
- 日米豪印の枠組としては、これまでの能力構築支援等の取組の成果も踏まえ、引き続き衛星データ共有や能力構築支援、国際的なルール作りといった宇宙分野での協力を推進する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 令和3年の日米豪印首脳会合において設置された宇宙作業部会を活用し、ワークショップを通じた第三国への能力構築支援等を実施し、衛星データ共有や国際的ルール形成といった宇宙分野での協力を促進した。
- 令和2年10月に署名したアルテミス合意については、署名国間での議論に参加し、我が国の取組等をインプットすることで安全で透明性の高い宇宙活動に関する規範形成や意識向上に貢献した。
- 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力関係を強化した。

今後の方向性（続）

- 他のGNSS運用国との協力関係強化を引き続き維持するため、ICG等への参加を通じ、他のGNSS運用国との情報交換等を実施する。

評価結果

- 宇宙空間における法の支配の確立については、COPUOSをはじめとする宇宙活動に関する国際的なルール作りの議論に積極的に参画したことで、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で効果があった。また、宇宙新興国に対して各国のニーズを踏まえた国内宇宙関連法令に関する支援を行ったことで、各国の国内法整備が促進されるなど宇宙活動に関する国際ルールの実効性強化の観点で効果があった。
- 諸外国との重層的な協力関係の構築については、宇宙活動国等との政府間対話の実施や、日米豪印の枠組みでの第三国への能力構築支援等を行ったことで、各国政府との国際宇宙協力を推進する上で効果があった。特に、日米間では、宇宙協力に関する枠組協定を締結したことで、今後の日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上に繋がった。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙活動に関する国際的なルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。
- 2 日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。
- 3 宇宙基本計画及び宇宙安全保障構想の具体化を通じた、宇宙安全保障を一層の強化していく。

参考1：宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5回	4回	4回

参考2：各国政府との宇宙対話の実施回数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1回	3回	2回

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野6：国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

中期目標

- 1 国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及びPKO予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和4年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。令和5年から理事国を務めることを念頭に、国連事務局との一層の関係強化を目指し、平和構築基金及び政務案件支援信託基金への拠出額増加に努める。
- 2 広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。
- 3 国際機関と我が国との連携を深め、効果的にグローバル課題の解決に取り組むべく、国際機関と我が国とをつなぐ存在である国際機関における日本人職員の増加に努めることとし、令和2年末時点で918名である国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を、令和7年までに1,000人とする。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国連改革及び安保理に係る取組の進展

- 令和3～4年度は、グテーレス事務総長が進めるマネジメント改革下で試験導入されてきた単年通常予算の本格導入に加盟国間で合意することができた。また、安保理改革を含む国連の機能強化について、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、NYや各国本国等においてグローバルな働き掛けを継続するとともに、G4を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行った（[詳細](#)はp.141～p.142を参照）。
- 令和5年度については、2024年国連通常予算案（事務局提案額）を前年度よりも更に圧縮し合理化を進め、2023-2024PKO予算は前年度比減額での成立を達成した。この他、国連の機能強化の一環として、総会再活性化決議を採択した。
- 更に、国連平和構築基金や政務案件支援信託基金への拠出を通して、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献した。

今後の方向性

- インフレなど予算増の要因もある中、適正規模の予算成立に向け、事務局や加盟国と更に緊密に連携し、国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を引き続き後押しすると共に、安保理改革に向けた支持を呼びかけモメンタムを高める。また、安保理理事国として引き続き、北朝鮮、ウクライナ、中東・アフリカ等の地域情勢及び、我が国が重視する法の支配、平和構築、国連平和維持活動、不拡散、安保理作業方法の改善等に関する議論をリードする。また、二国間の首脳・外相会談等の機会を捉え、積極的に支持要請を行い、安保理非常任理事国選挙における各国からの支持を獲得する。更に、引き続き、国連平和構築基金や政務案件支援信託基金等への拠出を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和及び安全の維持に対して貢献し、同分野における我が国のプレゼンスを高める。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

我が国の国連を活用した外交及び国連の活動に対する国民の理解と支持の更なる増進

- 令和3～5年度にかけて、国連協会との共催による「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業」の実施（[詳細](#)）（令和3年度は、新型コロナウイルスの流行に伴い、東京での対面研修にて実施）や、模擬国連や国連英検への後援名義付与、これらの情報発信をタイムリーに実施し、国連の活動への理解を促進させることができた。また、安保理法政策研究会を開催し、安保理における諸課題に関して有識者との意見交換を行った。

国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進

- 令和3～5年度にかけて、JPOオンライン研修の抜本的改善、マネジメント能力等の資質向上を目的とした幹部研修の新規実施、有識者による面接指導等を実施した他、国際機関職員を目指す日本人の裾野を拡大すべく、WebやSNSを通じた情報発信など、アウトリーチを行った。また「国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議」を開催し、国際機関トップや幹部の戦略的な送り込みについて検討を行った。こうした取組を経て、国際機関における日本人職員数を着実に増加させることができた。

今後の方向性（続）

- 我が国の国連外交についての理解を促進するため、国連広報センターによる様々な広報活動のほか、国連協会による、若者への啓発活動を引き続き支援する。さらに、安保理法政策研究会等の会合を開催し、有識者との連携を更に深める。

- 日本人職員数の増加及び幹部職員の増加に向けて、研修制度を充実させ、国際機関職員を志向する層を拡大すべく、啓発活動を強化する。更に、長期的観点から、日本が取るべき国際機関幹部ポストの戦略的な獲得に向けた取組を強化する。

評価結果

- 国連予算の策定においては、加盟国間の建設的な議論を推進した結果、単年通常予算の本格導入など、予算効率化に資する改革を前進できた。他方で、国連が対処しなければならない課題は山積している中で、インフレ等予算増の外部要因もあることから、適切かつ合理的な予算抑制と効率性の追求に引き続き取り組む必要がある。
- 安保理改革に関して、G4を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行うことができた。また、令和4年の安保理非常任理事国選挙で多数の支持を得て当選し、令和5年1月から安保理非常任理事国に就任して各議題に関する議論に積極的に貢献することができた。
- 国際機関における日本人職員数が、令和2年末時点の918名、令和3年末の956名から、令和4年末の961名と増加しており、着実に成果に結びついている。日本のプレゼンス向上のため、国際機関における日本人職員を数を増強させる必要があることに加え、長期的視点で幹部ポスト獲得に向けた取組を推進していく必要がある。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 国連の効果的・効率的な運営に向けた改革を後押ししつつ、安保理改革を含む国連の機能強化を推進する。
- 2 国際機関における邦人職員の一層の増強に向けて、候補者の能力や資質の向上を図ると共に、潜在的な候補者を掘り起こすために裾野を広げる啓発活動を強化する。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

参考 1 : JPO派遣者の派遣後の国際機関への定着率 (注)				
(出典 : 外務省)	実績値			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	85.2%	78.6%	72.7%	82.7%

(注) 3 年度前に派遣手続きをとった者の定着率

参考 2 : 国連関係機関で勤務する日本人職員数 (12月末現在)				
(出典 : 外務省)	実績値			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	918人	956人	961人	公表予定

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野7：国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

中期目標

- 1 多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国が重視する普遍的価値である人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、締結している人権条約を着実に履行する。
- 2 第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。
- 3 我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信し、幅広い支持を得て採択されることを確保する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

人権・民主主義の保護・促進

- 二国間対話の実施（民主主義の強靱性に関する日米戦略対話（[詳細](#)）、日・カンボジア人権対話（[詳細](#)）、日・イラン人権対話（[詳細](#)））を通じて人権分野での取組について情報交換し、理解を深め、あり得べき協力について議論。
- 国連人権メカニズムとの対話（日・OHCHR政策協議）（[詳細](#)）を通じ、我が国の立場をしかるべくインプットするとともに、協力強化について議論。
- 民主主義のためのサミット（閣僚級会合及び首脳級会合）への参加（[詳細](#)）を通じ、我が国の民主主義擁護に対するコミットメントとプレゼンスを示した。
- 研修やセミナーを通じた「ビジネスと人権」行動計画の着実な実施等を通じ、同行動計画の下での企業活動における人権尊重を促進。（[詳細](#)）
- OHCHRへの拠出を通じた、国際社会における人権分野へのコミットメント。

人道分野での取組・難民等への支援

- 第三国定住による難民の受け入れ（年約60人の範囲内、2023年末までに合計111人）を通じた、難民の庇護（[詳細](#)）
- IOMへの拠出を通じた、第三国定住難民を受け入れる際の各種研修、健康診断、出国及び入国に係る手続き等の円滑な実施
- 国内外での国際人道法の普及促進（国際事実調査委員会(IHFFC)への拠出、国際人道法国内委員会の日本赤十字社との共催、赤十字国際委員会(ICRC)主催の国際人道法模擬裁判・ロールプレイへの協力）

今後の方向性

- 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムで、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。深刻な人権侵害にはしっかり声をあげる一方、「対話」と「協力」を基本として、人権擁護に向けた努力を行っている国には自主的な取組を促す日本らしい人権外交を引き続き積極的に進めていく。
- 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。
- IOMとの連携を強化し、第三国定住難民の円滑な来日支援を実施する。
- ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について、関係省庁と緊密に連携しながら適切な判断に基づき善処する。
- 紛争が継続している国際情勢を鑑み、国内外での国際人道法の普及に引き続き取り組んでいく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

人権理事会・国連総会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

- 毎年国連人権理事会及び国連総会で、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議（日本共同提案国入り）がコンセンサス採択（[詳細](#)）されている。
- 令和5年7月の第53回国連人権理事会において、日本は主提案国としてハンセン病差別撤廃決議を提出し、コンセンサス採択（[詳細](#)）された。
- 令和5年10月の第54回国連人権理事会において、日本は主提案国としてカンボジア人権状況決議を提出し、コンセンサス採択された。

今後の方向性（続）

- 人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保することを通して引き続き人権の国際的な保護・促進に取り組む。

評価結果

二国間対話に留まらず国連人権メカニズムとの対話も実施したほか、人権理事会への重要決議案提出や共同提案国入り等を通じて、人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組み、2023年人権理事会理事国選挙にも当選。国際社会における日本の役割や信頼性の向上、及び我が国にとって望ましい国際環境を創出する一助となった。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

国連等国际フォーラムへの積極的な参加及び二国間対話等の実施等を通じて、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な普遍的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組む。また、国際社会の責任ある一員として、締結している人権条約を着実に履行する。さらに、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。そして、我が国の人権人道分野における上記取組について国際社会に適切に発信し、国際社会の理解を促進する。

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野8：ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進

中期目標

- 1 国際会議や多国間協議は、女性のエンパワメントの促進・ジェンダー平等実現のための政策や課題について議論を行う場であると同時に、我が国の取組をアピールする上でも、また、我が国のジェンダー平等の促進に資する国際的な取組を国内向けに発信する上でも重要である。そのような場で、ジェンダー平等の実現に係る国際的議論に引き続き積極的に参画するとともに、我が国が国内外で行っている女性のエンパワメント促進・ジェンダー平等実現に向けた取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。また、国内のジェンダー平等実現に資すると考えられる国際的な取組については、関係省庁と連携しつつ国内向けにも積極的に発信していく。
- 2 国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進し、国内外におけるジェンダー平等の一層の定着を図る。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

ジェンダー平等の実現に向けた国際的議論への参画・対外発信

- 国際女性会議WAW!2022を開催。「新しい資本主義に向けたジェンダー主流化」をテーマに議論。ジェンダー平等が実現されたより良い社会作りへ貢献した。（[詳細](#)）
- 2021年9月に第9回政府報告書として女子差別撤廃条約の実施状況を提出。条約の誠実な履行を通じ、ジェンダー分野の国際的なプレゼンスを維持した。（[詳細](#)）
- 英・独議長下G7のジェンダー議論に貢献。議長年の2023年は、首脳コミュニケで3パラにわたりジェンダー主流化促進の重要性に言及した他、ファクトシートを発出し、関係閣僚会合でも議論。G7首脳に提言を行うGEACを招集。GEACは、岸田総理に対し、5月に提言サマリーを、12月に最終報告書を提出した。以上の取組を通じ、国際社会におけるジェンダー平等推進の取組を前進させた。
- 伊・尼議長下G20のジェンダー議論に貢献した。また、民間セクターのネットワークであるG20EMPOWERの活動を積極的に推進した。2023年8月、印議長下で「世代間変革を先導する女性主導の包摂的な開発」をテーマに女性活躍担当大臣会合が開催された。G20ニューデリー・サミット首脳宣言では、女性及び女性の経済的・社会的エンパワメントの強化や、ジェンダー間のデジタル・ディバイド是正等の重要性を確認した。官民連携を基盤としながら、女性の経済的エンパワメント等の推進に貢献した。
- 毎年3月に開催される国連女性の地位委員会（CSW）では、日本は一般討論及び閣僚級円卓会合にてステートメントを三年連続で発出した。各国のジェンダー分野の施策について知見を共有し、国際社会におけるジェンダー平等推進に寄与した。

今後の方向性

- 日本を含む国際社会において、ジェンダー平等が十分に達成されていないところ、G7、G20及びCSW等の国際会議の議論に引き続き積極的に参画し、ジェンダー分野における我が国の国際的なプレゼンスの維持・向上を図りながら、海外の議論を国内にも共有し、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワメント推進に貢献する。
- 特に、ジェンダー分野における国際的なネットワークの構築や日本国内における人的資源の底上げを強化する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

「女性・平和・安全保障(WPS)行動計画」に資する政策の推進

- 令和5年度、上川外務大臣のリーダーシップの下、人間の安全保障の考え方を踏まえつつ、WPSを主要な外交政策の一つとして力強く推進し、災害対応を含む持続可能な平和の構築に貢献した。（[詳細](#)）
- 令和5年4月、日本のWPSアジェンダ推進の基盤となるWPSに関する第3次行動計画を策定し、WPSアジェンダの実施を促進した。（[詳細](#)）
- 令和5年9月以降、バイ・マルチを問わずあらゆる機会を活用して、WPSの重要性を積極的に発信。「WPS+イノベーション」と銘打ち、様々なステークホルダーとの対話を重ね、WPSアジェンダを推進。この対話は、令和6年3月末までに5回開催した。（[詳細](#)）
- 令和6年1月、「WPSタスクフォース」を立ち上げ、WPSに関する組織横断的な取組を推進している。
令和3年～5年度の3年間で、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所に対し約245万米ドル、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）に対し計600万ユーロの拠出。加害者不処罰の終焉、被害者支援に貢献した。
- 令和3年～5年度の3年間で、国連女性機関（UN Women）に約5,349万米ドルの拠出。同機関と連携し、とりわけ、開発途上国の女性・女兒に対する支援や、紛争や自然災害の影響を受けた女性・女兒に対する経済的エンパワーメント支援を実施。毎年実施される日・UN Women政策協議では、同機関との協力関係を一層強化。脆弱な立場に置かれた女性たちのエンパワーメントに寄与した。
- 令和3年～5年度の3年間で、WPSに関するウェビナー及びパネルディスカッションを開催。また、国際女性会議WAW!2022において、ノーベル平和賞受賞者のムクウェゲ医師等を招き、WPSに関する分科会を開催。以上の取組を通じて、ジェンダー主流化及びWPSアジェンダ推進に寄与した。

今後の方向性（続）

- 紛争や大規模自然災害により、多くの国々で既存のジェンダー不平等が悪化しているところ、女性や女兒の保護や救済に取り組みつつ、女性自身が指導的な立場に立って紛争の予防や復興・平和構築に参画できるようWPSに関する施策を引き続き推進していく。
- 第一に、WPSの重要性を国内外に発信するとともに、各国とのネットワークを強化する。第二に、紛争や災害など様々な国において女性や子どもを含む脆弱な人々が悲惨な状況に直面している中、「WPS in Action」として、WPSの視点を踏まえた具体的な支援策を実施できるよう取り組む。
- また、国連女性機関（UN Women）、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所（OSRSG-SVC）、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じて、引き続き脆弱な立場にある女性・女兒に対する支援を推進していく。
- WPSの推進は、専門家の間では認知されているものの、各国の協力やネットワーキングは十分に進んでいない。これまで、バイ・マルチを問わずあらゆる機会を活用してWPSの重要性を発信するとともに、様々なステークホルダーとの対話を行ってきたことにより、二国間や地域間での協力に関する積極的な提案が提出され始めたところ、今後各種取組を発展させていく。

評価結果

新型コロナウイルス感染症、紛争、大規模自然災害等により、既存のジェンダー不平等が世界中で一層悪化する中、G7及びG20を中心とした国際社会におけるジェンダー分野の議論に参画することにより、ジェンダー主流化、WPSアジェンダ及び女性の経済的エンパワーメント等を推進し、ジェンダー平等の達成に向けて貢献。一方で、日本も含めた国際社会においてジェンダー平等が十分に達成されていないところ、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための取組の加速化が求められている。

次回評価時（令和９年度）に向けての中期目標

ジェンダー平等及び女性のエンパワメントの推進に関する国際的議論に参画するとともに、WPSアジェンダを一層推進することにより、国際社会のジェンダー分野における日本のプレゼンスを向上させつつ、国内外におけるジェンダー平等及び女性のエンパワメント推進に貢献する。

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野9：軍備管理・軍縮・不拡散への取組

中期目標

- 1 「核兵器のない世界」の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。
- 2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。
- 3 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。
- 4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際的な核軍縮を追求するための取組

- NPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議の開催、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた取組（令和6年3月にFMCTフレンズの立ち上げ表明（[詳細](#)））、その他国際的枠組みにおける取組、「核兵器のない世界に向けたジャパンチェア」の設置（[詳細](#)）、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組、令和6年3月に国連安保理における我が国議長月の目玉行事として「核軍縮・不拡散」に関する閣僚級会合の主催（[詳細](#)）等を行った。

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組

- 核兵器不拡散条約（NPT）やIAEA、輸出管理レジーム等の多国間の枠組みでの取組に積極的に貢献し、また、主催国として日米不拡散協議、アジア不拡散協議、アジア輸出管理セミナー等の対面開催を再開し、大量破壊兵器拡散につき問題意識の醸成・協力強化に努めた。
- 国際的な核不拡散で重要な役割を担うIAEAグロッシェ事務局長を3回にわたって招へいし、幅広い核不拡散分野でのIAEAとの連携を確認・強化した。

今後の方向性

- 2022年の第10回NPT運用検討会議において、我が国の考えや提案が最終成果文書案の中に多く盛り込まれる等の成果は得られたものの、核軍縮を巡る分断の深まりも引き続き確認された。核兵器国と非核兵器国双方が参加するNPTの維持・強化のため、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、NPDIや二国間協議、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議を活用し、2026年NPT運用検討会議の成功に向け我が国としての取組・貢献を強化していく。
- 二国間会談や国際フォーラム等様々な機会を活用し、CTBTの発効促進や検証体制の強化、FMCTフレンズの各国とともにFMCTの交渉開始に向けた議論の進展に貢献する。
- 引き続き、国連軍縮フェローシップ・プログラム等、被爆の実相に関する正確な認識を持ってもらうための軍縮・不拡散教育を積極的に実施する。
- NPTやIAEA、輸出管理レジームを含む多国間の枠組みや二国間の枠組みを通じ関係国との意思疎通を継続。
- 幅広い核不拡散課題についてIAEAとの協力を継続。
- アジア地域諸国を含む関係国における不拡散への理解促進及び輸出管理体制の強化に引き続き取り組む。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 令和5年度には安保理非常任理事国として特にインド太平洋地域での安保理決議1540号の履行を推進した。

生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化のための取組

- BWCに関し、加入呼び掛けの結果、ナミビアと南スーダンが批准した。運用検討会議では10本（締約国中最多）の作業文書を提出し、議論の深化に貢献した。（[詳細](#)）
- CWCに関し、関連会合でシリアやロシア等における条約違反（疑惑）に関し追及。遺棄化学兵器廃棄に関する査察受入を含め着実に条約を履行して透明性を確保。様々な機会を捉え、関係国等との間で北朝鮮等の条約加入に向けた意見交換を行った。（[詳細](#)）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

- 各条約の作業委員会での役職等も通じ議論の活性化に貢献し、アジア地域の未締約国への条約加盟の働きかけを通じ、通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献した。また、他締約国に対し年次報告書の提出働きかけ等、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続した。
- 新興技術の発展を踏まえつつ、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する議論（[詳細](#)）、AIの責任ある軍事利用に関する議論に同盟国・同志国と連携しながら、積極的に参加。「軍事領域における責任あるAI利用（REAIM）宣言」、「AIと自律性の責任ある軍事利用に関する政治宣言」への支持を表明した。

今後の方向性（続）

- 大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な取組に積極的に参加し貢献することに努める。
- 拡散リスクは多様への対応するため、省内関係課室との連携をさらに強化し、リスクに応じた不拡散ツールの動員に努める。
- 両条約の普遍化に向け、呼び掛けを継続する。
- BWC作業部会において具体的な条約強化策が議論されるところ、真に条約強化に資する仕組みの実現に向けて積極的に議論に貢献していく。
- CWC実施強化には化学兵器禁止機関の正当性維持と機能的強化が不可欠。関連会合においては活動の正当性を阻害する言説に適切に対処しつつ、条約違反（疑惑）事案の使用者特定、責任追及に取り組む。査察等の着実・円滑な受入を通じて透明性を確保する。
- 対人地雷禁止条約、クラスター弾に関する条約、武器貿易条約、特定通常兵器使用禁止制限条約等の通常兵器関連条約において、条約の普遍化、履行促進及び透明性促進等に貢献していく。
- 対人地雷禁止条約第5回検討会議及び国連小型武器行動計画第4回履行検討会議に積極的に貢献する。
- 自律型致死兵器システム（LAWS）の議論において、実効的な規範・運用を確保するべく、引き続き国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し議論に貢献する。

評価結果

【国際的な核軍縮】

- 「核兵器のない世界」の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化した。具体的には、令和4年度に開催された第10回NPT運用検討会議では、岸田総理が5つの行動を基礎とする「ヒロシマ・アクション・プラン」を提唱し、また令和5年度に開催されたG7広島サミットでは「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を発出し、同年3月には、国連安保理における「核軍縮・不拡散」に関する閣僚級会合を主催した。過去3年度を通じて、核戦力の透明性向上や、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始といった、効果的な核軍縮措置に向けた取組を積み重ね、また、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議等の取組を通じて、核軍縮に向けた国際的な機運を高める取組を進め、「核兵器のない世界」の実現に向け、取組を強化することができた。

【大量破壊兵器等の拡散防止】

- 大量破壊兵器の拡散防止のための取組については、上述のとおりの実績を上げることができ、中期目標を概ね達成することができたと評価。他方で、拡散手段は絶えず巧妙化しており、課全体として柔軟かつ中長期を見据えた政策形成が引き続き重要であることが確認された。

【生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化】

- 中期目標を概ね達成することができたと評価。他方、両条約に関しては引き続き未批准の国・地域が存在しており、普遍化推進の取組継続の必要性が確認された。また、BWC強化に向け、議論の更なる深化に貢献する必要性が確認された。更に、CWC違反（疑惑）事案が引き続き発生しているため、実施強化に向けた取組を継続する必要性が確認された。

【通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上】

- 武器貿易条約はじめ各条約の普遍化促進に向け、未締約国への働きかけ等の積極的な貢献を果たし、また、軍事情報の透明性向上に関しても年次報告書の提出の他、締約国への働きかけを行ったことに加え、各条約の作業委員会での役職を務め、議論の活性化に貢献する等、中期目標を概ね達成することができた。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 「核兵器のない世界」の実現に向け、現実的かつ実践的な取組を強化する。
- 2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。
- 3 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。
- 4 条約普遍化の促進、「対人地雷のない世界」に向けた尽力、自律型致死兵器システム（LAWS）における国際的ルール作りへの貢献。

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野10：原子力の平和的利用のための国際協力の推進

中期目標

- 1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化
IAEA等の国際機関やG 7を始めとする関係国との協議への積極的な参加や国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。また、我が国の核セキュリティのさらなる向上を図りつつ、人材育成等を通じ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。
- 2 東電福島第一原発事故後の対応
事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。
- 3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施
IAEA等の国際機関やG 7を始めとする関係国との協力を通じて、日本の国際的な原子力協力を強化するとともに、原子力の平和的利用の促進とこれを通じた国際的な課題の解決に取り組む。
- 4 二国間協定の交渉・協議
二国間原子力協定の適切な交渉・協議・運用を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化

- 令和5年、G 7議長国として原子力安全セキュリティ・グループ会合（NSSG）をオンライン及び日本で計3回開催し、その成果を報告書で発表したことにより、緊急事態の準備及び対応に係る国際的な取組の強化、原子力安全の法的枠組み等のほか、チョルノービリ原発支援事業に関する議論に貢献した（[詳細](#)）。
- 日米核セキュリティ作業グループ会合（NSWG）を令和4年に日本で、また令和5年に米国で開催し、核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認するとともに新たなゴールを設定し、現状認識及び今後の取組の方向性等について、具体的なイメージを両国間で共有したことにより、世界全体の核セキュリティの強化に貢献した（[詳細](#)）。
- ロシアによるウクライナ侵略を受けて、IAEAの情報をフォローするとともに、G 7として令和5年4月に不拡散局長級会合（NPDG）声明を発出、日本の考えをG 7の一員として対外的に発信したことにより、世界全体の核セキュリティの強化に貢献した（[詳細](#)）。

今後の方向性

- より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する上で、国際機関や関係国への協議への積極的な参加は極めて重要であり、今後とも以下の取組を実施していく。
- IAEAやG7各国との関連会合、核セキュリティに関するIAEA国際会議への参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 日米核セキュリティグループ（NSWG）に積極的に参加し、米国との協力を強化、促進する。
- ロシアによるウクライナ侵略を受けて、原子力安全及び核セキュリティの観点から、引き続きIAEAの情報をフォローし、日本の考えを発信していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

東電福島第一原発事故後の対応

- 令和3年4月に公表された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に関する基本方針」を踏まえ、同年7月、IAEAとの間で、ALPS処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項（TOR）に署名したことにより、国際社会の理解の醸成に貢献した。（[詳細](#)）
- ALPS処理水の処分の安全性に関して、在京外交団等向け説明会を複数回実施した（[詳細](#)）他、特に関心のある国・地域に対しては個別に説明を行ったことにより、国際社会の理解の醸成に効果に貢献した。
- 令和5年7月、ALPS処理水の安全性に関するIAEA包括報告書が公表され（[詳細](#)）、同年8月、ALPS処理水の海洋放出が開始された。
- 令和5年9月、ALPS処理水に関する日本とIAEAとの間の協力覚書に署名し、IAEAによるレビュー及びモニタリングへの関与の継続等IAEAとの連携を再確認し、国際社会の理解の醸成に貢献した（[詳細](#)）。
- ALPS処理水海洋放出について、SNS等を活用し国内外に積極的な情報発信をしたことにより、国際社会の理解の醸成に貢献した（[詳細](#)）。

原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

- 技術協力基金（TCF）、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けたIAEAの活動を支援したことにより、原子力協力の強化に貢献した（[詳細](#)）。
- 原子力人材の育成や女性の活躍推進を目的とするIAEAマリー・キュリー奨学金事業等への協力をを行い、国内の技術や人材、組織の国際的認知度の向上に貢献した（[詳細](#)）。
- がんの放射線治療（Rays of Hope）、食料安全保障（Atoms4Food）、海洋環境保護、水資源確保、ウクライナ支援等、IAEAによる原子力の平和的利用に係るプロジェクトへの資金拠出を実施し、その活動を支援したことにより、原子力協力の強化に貢献した（[詳細](#)）。

二国間協定の交渉・協議

- 令和2年12月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、令和3年6月に国会の承認を得て、同年8月に外交上の公文を交換し、同年9月1日に発効した（[詳細](#)）。
- 二国間原子力協定等に基づき原子力関連資機材等の移転に関する外交手続を数十件実施したことにより、原子力の平和的利用の推進に貢献した。

今後の方向性（続）

- 国際的な原子力安全を強化する上で、ALPS処理水の取扱いに関する国際社会の理解醸成は極めて重要であり、今後とも以下の取組を実施していく。
- 東日本大震災からの復興プロセスにおいて重要な課題であるALPS処理水の海洋放出の安全性について、引き続きIAEAと緊密に連携し、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明していく。
- 東電福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策に関する我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性ある形で積極的に情報発信する。

- 原子力の平和的利用の促進とこれを通じた国際的な課題の解決に取り組む上で、国際機関や関係国との協力の強化は極めて重要であり、今後とも以下の取組を実施していく。
- TCF、PUI拠出金、RCAの枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けたIAEAの活動を支援する。
- 原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関とIAEAとの連携拡大等を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。
- IAEAの活動の支援を通じ、SDGs達成に係る取組を促進する。

- 原子力の平和的利用を推進するにあたり、二国間原子力協定の適切な交渉・協議・運用が極めて重要であり、今後とも以下の取組を実施していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 関係国との間で、二国間原子力協定の運用に関する意見交換を行ったことにより、原子力の平和的利用の推進に貢献した。

今後の方向性（続）

- 核不拡散や、相手国の原子力政策・日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくとの原子力協定締結に関する我が国の考え方に沿って、二国間原子力協定に関する交渉・協議を行う。
- 締結済みの二国間原子力協定の適切な運用を推進する。

評価結果

【国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化】

- ロシアによるウクライナ侵略など国際情勢が不安定化する中、G7議長国としての役割も含め、G7各国との協議、例えば原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）や日米核セキュリティ作業グループ会合（NSWG）などに積極的に参加することでより安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進できたと考えられる。

【東電福島第一原発事故後の対応】

- 令和3年4月に公表された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分にに関する基本方針」を踏まえ、同年7月、IAEAとの間で、ALPS処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項（TOR）に署名、その後、令和5年7月、ALPS処理水の安全性に関するIAEA包括報告書が公表され、同年8月、ALPS処理水の海洋放出が開始された。ALPS処理水の海洋放出は東日本大震災からの復興プロセスにおいて重要な課題であり、IAEAとの緊密な連携のもと海洋放出を開始できたことは、原発事故や廃炉等の取組の経験と教訓を国際社会と共有する上でも極めて大きな進捗であった。引き続き、ALPS処理水の取扱いについて、国際社会の一層の理解を醸成していくことが必要。

【原子力の平和的利用に関する国際協力の実施】

- IAEA主導の様々なプロジェクトへの拠出金等を通じてその活動を支援でき、原子力の平和的利用の促進に貢献できた。

【二国間協定の交渉・協議】

- 日英原子力協定改正議定書等、適切な交渉・協議・運用を通じ、原子力の平和的利用を推進できた。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

原子力の平和的利用のための国際協力の推進のため、IAEAやG7各国との協議を通じ原子力安全・核セキュリティを確保するとともに、IAEA主導の様々なプロジェクトへの拠出金等を通じた支援を実施しつつ、また、二国間協定の適切な運用を推進する。加えて、東日本大震災からの復興プロセスにおける重要課題であるALPS処理水の海洋放出の安全性については、IAEAと緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明するとともに、事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有することで、国際社会の一層の理解を醸成していく。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野11：科学技術に係る国際協力の推進

中期目標

- 1 科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。
- 2 国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間及び二国間の科学技術協力に貢献するとともに、加盟極との関係を増進する。
- 3 国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。
- 4 科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

- 令和3～5年度で新興国を含む延べ23か国・機関との間で政府間科学技術協力合同委員会を実施し、双方の科学技術・イノベーション政策の進展、様々な分野での科学技術協力活動の現状と今後の方向性について議論を交わしたほか、一部の国とは合同委員会の開催機会に合わせて両国の研究機関間等の協力覚書の署名も行われた（[詳細](#)）。また、国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行い、連携強化と取組強化を図った。（[詳細](#)）

イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ（BA）活動の実施に向けた協力の推進

- イーター計画の進展に向け、加盟極間で緊密に連携し、実験炉の建設計画に沿った取組に尽力。我が国は、重要機器の一つであるトロイダル磁場コイルについて、令和5年2月に予備基を除く我が国分担分計8基の製作を完了させる等着実に貢献した。
- 日欧協力の下進められているBA活動も着実に進展。量子科学技術研究開発機構那珂研究所（茨城）で行われているJT-60SA計画においては、令和5年10月に核融合実験装置JT-60SAのファースト・プラズマを達成した。

今後の方向性

- 中期目標達成に向け、新興国等を含む各国との科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会の着実な実施に引き続き取り組むと共に、科学技術関係の更なる強化に取り組む。また、合同委員会を通じた国内関係府省・機関、在外公館との連携強化に努め、科学技術外交ネットワークの一層の活用を図る。特に科学技術協力協定を締結していながら、合同委員会を実施していない国との委員会開催に取り組む。
- イーター計画の更なる進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案について、イーター機構や、各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 日欧BA活動については、引き続きEUと協力し、各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

ISTCへの支援を通じた協力の推進

- ISTC事務局に対し人的・財政的支援を行い、令和3年～5年で、ISTCは2千名以上の科学者への支援を実施した。その一方、事務局運営費がプロジェクト・プログラム事業費に対して肥大化しないよう日本として働きかけを行った結果、ISTC事務局は予算・人員面での合理化を考慮した事務局運営に取り組み、事務局運営費のプロジェクト・プログラム事業費に対する割合は令和3～4年が目標値内（10%以下）、また、令和5年もほぼ目標値の10.37%となった。
- 国際科学技術センター（ISTC）拠出金 国際機関評価シート p.178（[詳細](#)）、行政事業レビュー 事業番号0187 国際科学技術センター（ISTC）拠出金（[詳細](#)）

科学的知見の外交への活用促進

- 国内関係府省の取り進める個別の科学技術の社会実装や日本企業の海外プロジェクトへの参加促進の取組等との連携も念頭に置きつつ、外務大臣科学技術顧問及び次席科学技術顧問の活動等を通じ（[詳細](#)）、外交政策の意思決定や地球規模課題の解決に科学技術の知見を活用すると共に、新興国を含む各国研究者との国際ネットワークを二国間の関係構築・強化に活用することを取り進めた（[詳細](#)）。また、科学技術外交の推進にあたって、在外公館の体制・機能を強化するために在外公館科学技術フェローを新設した。
- 行政事業レビュー 事業番号0186 科学技術顧問関係経費、事業番号0188 在外公館科学技術フェロー関係経費（[詳細](#)）

今後の方向性（続）

- 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有するISTCと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。また、加盟極としてISTCの効率的な運営を支援する観点から、引き続きISTCの予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 外務大臣科学技術顧問の様々な活動、在外公館科学技術フェロー及び在外公館との連携等を通じて、各種知見の外交政策への活用、研究者の国際ネットワークの構築や各国との協力関係の強化により一層取り組む。また、科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用し、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

評価結果

中期目標達成に向け、科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を新興国を含む延べ23か国・機関と実施したほか、ITER及びISTCの意思決定への参加・加盟極間連携、外務大臣科学技術顧問及び次席顧問等を通じた助言・提言、ネットワーキング、発信等に取り組み、二国間・多国間協力の構築・深化、国際プロジェクトの推進、科学技術外交ネットワークの拡大等に一定の進捗がみられた。他方で、外交課題解決に向けた科学的知見の重要性は一層増大しており、更なる取組が必要となっている。また、科学技術協力協定締結済みであるも科学技術協力合同委員会未実施の国があるところ、そうした国との合同委員会の実施や科学技術協力関係の強化を今後検討する必要がある。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

二国間科学技術協力の枠組み活用や国際機関・計画との連携、外務大臣科学技術顧問の活用などを通じ、科学技術に係る国際協力を推進し、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

参考：ISTC事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費比率			
(出典：ISTC理事会文書)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7%	8%	10.37%

注：事務局運営の効率化・合理化に取り組み、事務局運営費が肥大化しないよう、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費10%以内とする。